

企画競争の実施に係る公告

次のとおり企画競争に付します。

令和5年7月31日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
契約担当役 理事長 芦 立 訓

1 企画提案の概要

- (1) 事業名称
国立競技場運営事業等
- (2) 業務内容
業務要求水準書のとおり
- (3) 事業期間
本事業が開始された日から、30年後の応当日の前日まで

2 参加資格

- (1) 応募者の構成
単独の法人（以下「応募企業」という。）又は複数の法人から構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）が応募をすること。
応募者は、応募企業又はコンソーシアムを構成する法人（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業における役割等を明らかにすること。
コンソーシアムにより応募する場合、コンソーシアム構成員の中から代表企業を定めること。
また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。
なお、応募企業及びコンソーシアム構成員は、他の応募企業及びコンソーシアム構成員として参加できない。
- (2) 応募企業、コンソーシアム構成員に共通の参加資格
 - ① 独立行政法人日本スポーツ振興センター契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - ② 直近の全省庁統一の競争参加資格において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者（ただし、応募企業又は代表企業にあつては「A」の等級に限る。）であること。
 - ③ PFI 法第9条に定めのある特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等に対し排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びにJSCにおいて示す「誓約書」に誓約できる者であること。
 - ⑥ 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは

は人事面等において一定の関係のある者ではないこと。現時点で公募アドバイザーについては、次に示すとおり。

- ・EY 新日本有限責任監査法人
 - ・弁護士法人関西法律特許事務所
 - ・EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
- ⑦ 有識者委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
 - ⑧ 有識者委員会の委員が属する法人（企業を除く。また、日本国においては、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び内閣府とする。）、当該法人が総株主の議決権の100分の1以上の議決権を有する企業又はその企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に株式が上場されている株式会社はこの限りでない。
 - ⑨ 他の応募者等との間に、資本関係若しくは人的関係がある者ではないこと。
 - ⑩ 国税を滞納している者でないこと。
 - ⑪ 上記⑥から⑧までに定める者を本事業の応募に関するアドバイザーに起用していないこと。
- (3) 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる要件
- 次のアからウに示す者のいずれかが、運営権が設定されたSPCの代表企業としての実績を有すること。
- ア 応募企業
 - イ コンソーシアム構成員のいずれか
 - ウ ア又はイと資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者

3 企画競争参加手続等

- (1) 担当部署
独立行政法人日本スポーツ振興センター
財務部調達管財課
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-1
電話 03-5410-9140
受付時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分～13時00分は除く。）
- (2) 募集要項等の交付期間及び場所
本公告の日から独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ（トップページ>調達情報）にて交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
令和5年10月11日17時00分まで。3(1)に同じ。
持参または郵送等（必着とする。）とすること。
- (4) 提案書類の提出期限、場所及び方法
令和6年2月13日12時00分まで。3(1)に同じ。

持参または郵送等（必着とする。）とすること。

4 提案書類の審査に関する事項

- (1) 提出された提案書類は、7名の学識経験者で構成される国立競技場運営事業等有識者委員会にて、外部有識者等の意見を徴して審査を行う。
- (2) 有識者委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。
- (3) 審査の結果、提案審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。
- (4) 審査結果については、令和6年5月頃（予定）に全ての提案者に対して文書で通知する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金
免除。
- (3) 企画提案の無効
本公告に示した競争参加資格のない者による企画提案及び募集要項等記載の条件に違反した企画提案は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 企画競争説明会の実施の有無等
 - ① 企画競争説明会 実施しない。
 - ② 募集要項等に対する質問書の提出期限
令和5年8月25日17時00分
 - ③ ②の質問に対する回答公表予定日
令和5年9月15日
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)に同じ。
- (7) 詳細は募集要項等による。